

情報公開審査会答申の概要

答申第 997 号（諮問第 1431 号及び第 1435 号）

件名：訴状の一部開示決定等に関する件

1 開示請求

平成 27 年 3 月 13 日及び同年 12 月 4 日

2 原処分

平成 27 年 3 月 27 日及び平成 28 年 1 月 15 日（一部開示決定及び不開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 2 欄に掲げる文書の一部開示決定及び不開示決定において、同表の 5 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 異議申立て

平成 27 年 4 月 8 日及び平成 28 年 1 月 22 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成 28 年 2 月 24 日

5 答申

令和 4 年 3 月 29 日

6 審査会の結論

知事が、別表の 2 欄に掲げる文書の一部開示決定及び不開示決定において、同表の 5 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

別表の 2 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。文書 2 以下も同様とする。）は、懲戒免職処分取消等請求事件の訴状である。

文書 2 から文書 19 までは、平成 25 年 2 月 22 日及び平成 26 年 2 月 21 日に愛知県知事が行った 2 事例の懲戒免職処分について、愛知県総務部人事担当局人事課（当時）が作成又は取得した文書である。

実施機関は、別表の 5 欄に掲げる部分を同表の 6 欄に掲げる規定に該当するとして、それぞれ不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、文書 1 には個人の郵便番号、住所、氏名、経歴、職名及び退職手当等の額、文書 3 には被処分者の職名、氏名、経歴、所属名、所属課名、生年月日、住所及び印影、被処分者（管理監督者）の職名、所属名、氏名及び生年月日、関係する職員の所属名、所属課名、職名及び氏名、警察署職員の氏名、警察署の名称及び業務、診療機関等の名称、事情聴取（聞き取り）者の所属課名及び氏名、医療給付請求者の氏名、受給者（患者）の氏名及び病名、関係者の続柄及び氏名、その他被処分者を識別できる部分、口座名義人の氏名、印影、受給者との続柄、住所及び電話番号、口座の銀行コード、支店番号、金融機関名及び支店名、口座種別及び口座番号、受給者の階層区分及び適用区分、受給者番号、医療機関等の所在地、名称、印影及び電話番号、記入者名、記入者の印影、医療機関等コード、確定額証明者の氏名及び印影並びに本人等からの聞き取り内容、文書 4 及び文書 15 には被処分者の職名、氏名、経歴、所属名及び生年月日並びに被処分者（管理監督者）の職名、所属名、氏名及び生年月日、文書 5、文書 8 及び文書 16 には被処分者の職名及び氏名、文書 6、文書 7 及び文書 17 には被処分者の職名及び氏名並びに被処分者（管理監督者）の所属課名、職名及び氏名、文書 14 には被処分者の職名及び氏名並びに本人等からの聞き取り内容、文書 18 には被処分者の職名及び氏名並びに被処分者（管理監督者）の職名が、それぞれ記載されていることが認められた。

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、当審査会において文書 9 から文書 12 まで及び文書 19 の申立書の内容を見分したところ、被処分者及び関係する職員の所属、職、氏名や、被処分者自身が述べる非違行為の事実関係、本人の心情等が詳細に記載されていることが認められ、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を

識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 実施機関によれば、懲戒免職処分については、実施機関が各処分日に、被処分者の所属、職・氏名等、処分内容、処分理由、処分年月日等を公表しているものの、実施機関の公表から本件開示請求の時点までに、文書1に係る懲戒処分については4年以上、別表の2欄に掲げる事案1(以下「事案1」という。事案2も同様とする。)及び事案2に係る懲戒処分については、21か月以上の期間が経過しているとのことである。

よって、当該公表情報は、もはや慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報には該当しないと認められることから、被処分者の職名、氏名、経歴、所属名、所属課名、生年月日、住所、印影、被処分者(管理監督者)の職名、所属名、氏名及び生年月日、関係する職員の所属名、所属課名、職名及び氏名、警察署職員の氏名、警察署の名称及び業務、診療機関等の名称、事情聴取(聞き取り)者の所属課名、氏名、医療給付請求者の氏名、受給者(患者)の氏名及び病名、関係者の続柄及び氏名、その他被処分者を識別できる部分、口座名義人の氏名、印影、受給者との続柄、住所及び電話番号、口座の銀行コード、支店番号、金融機関名、支店名、口座種類及び口座番号、受給者の氏名、階層区分、適用区分及び受給者番号、医療機関等の所在地、名称、印影、電話番号、記入者名、記入者の印影及び医療機関等コード並びに確定額証明者の氏名及び印影(以下「被処分者の職名等」という。)、本人等からの聞き取り内容並びに申立書は、同号ただし書イに該当しない。

エ 被処分者は公務員であるが、処分の対象となった行為が職務上の行為であるかどうかにかかわらず、被処分者が処分を受けたという情報は、当該職員の職務の遂行に係る情報とはいえず、個人の郵便番号、住所、氏名、経歴及び職名、その他特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある部分として不開示とした退職手当等の額、被処分者の職名等、本人等からの聞き取り内容及び申立書は、同号ただし書ハに該当しない。

オ そのほか、これらの情報が同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

カ したがって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわ

れると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 3 号イ該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、文書 1 には訴訟代理人弁護士印の印影、文書 3 には法人又は個人事業主の所在地、名称、印影、電話番号及び医療機関等コードが記載されていることが認められた。

訴訟代理人弁護士の印影は、事業を営む個人である訴訟代理人弁護士の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある。また、法人又は個人事業主の所在地、名称、印影、電話番号及び医療機関等コードは、特定の法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は事業を営む個人が、被処分者の非違行為に関与したとの誤解を与え、社会的評価の低下につながるおそれがある。

したがって、これらの情報は、当該法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(5) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 5 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において文書 2 及び文書 13 のうち所属長意見の部分を見分したところ、当該部分は、非違行為を行った職員の所属の責任者が、その非違行為が発生したことに対する所属長としての所見を述べているものであり、当該部分を公にすることとなれば、所属長の率直な所見が述べられず、所見の内容の形骸化が避けられなくなることから、処分を決定するための審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

また、実施機関によれば、文書 4 及び文書 15 のうち懲戒処分の決定過程がわかる部分、規律違反と認められる内容等、事務局処分案、所見、退職手当支給制限の考え方及び事務局退職手当支給制限処分案（以下「懲戒処分の決定過程がわかる部分等」という。）は、被処分者の処分内容に係る審議、検討等に関する情報であり、当該部分を公にすることが前提になれば、作成者が開示されることを意識して画一的な記述をせざるを得な

くなるなど、非違行為の判断に当たり必要な諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれや、忌憚^{たん}のない意見等を記載することを躊躇^{ちゅうちよ}するおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、懲戒処分^{ちやうかいしふん}の決定過程がわかる部分等を公にすることで、公正・中立的な審議、検討等に支障を及ぼし、県の意思決定に対する支障が生ずるおそれがあると認められた。

また、文書 1 に係る懲戒処分並びに事案 1 及び事案 2 に係る懲戒処分については、審議、検討等が終了し、意思決定が行われているが、審議、検討等の過程が分かる情報が公になると、将来予定される懲戒処分に係る審議、検討等に不当な影響を与えるおそれがあると認められた。

したがって、所属長意見及び懲戒処分の決定過程がわかる部分等は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(6) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において文書 2 及び文書 13 のうち所属長意見の部分を見分したところ、前記(5)イにおいて述べたとおりの内容が記載されており、当該部分を公にすることとなると、所属長の率直な所見が述べられなくなるおそれがあり、所見の内容が形骸化し、ひいては非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあると認められた。

次に、当審査会において文書 3 及び文書 14 のうち本人等からの聞き取り内容の部分を見分したところ、人事担当職員が被処分者及びその関係者から、非違行為等の事実経過等を事情聴取した内容が記載されていることが認められた。

実施機関によれば、関係者に対する事情聴取は、職員の行った非違行為等の事実を客観的に把握し、公正かつ正確に評価するために行われるものであり、非違行為等を行った職員及び関係者に対して任意に、かつ他に知られることはないという認識のもとに行われるとのことである。

よって、関係者に対する事情聴取の内容を公にすることとなれば、関係者等が開示されることを意識して、正確な情報収集への協力が得られなくなり、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することができなくなるおそれがあると認められた。

次に、文書 4 及び文書 15 のうち懲戒処分の決定過程がわかる部分等については、このような被処分者の処分内容に係る審議、検討等に関する情

報を公にすることとなると、前記(5)イにおいて述べたとおり、非違行為の判断に当たり必要となる諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれや、忌憚^{たん}のない意見等を記載することを躊躇^{ちゅうちよ}するおそれがあると認められた。

さらに、文書 9 から文書 12 まで及び文書 19 の申立書に記載された情報は、被処分者やその管理監督者が申し立てた内容が記載されているが、こうした情報を公にすることとなると、非違行為が発生した場合であっても、被処分者等が開示されることを意識して率直な意見等を述べることを控え、正確な情報収集に協力が得られなくなり、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあると認められた。

これらのことからすれば、所属長意見、本人等からの聞き取り内容、懲戒処分の決定過程がわかる部分等及び申立書は、公にすることにより、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(7) その他

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(6)までにおいて述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(8) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 諮問	2 対象行政文書		3 決定日	4 異議申立日	5 開示しないこととした部分	6 開示しないこととした根拠規定
第1431号	文書1 懲戒免職処分取消等請求事件の訴状		平成27年3月27日	平成27年4月8日	個人の郵便番号、住所、氏名、経歴、職名、その他特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある部分	条例第7条第2号
					個人事業主の印影	条例第7条第3号イ
第1435号	事案1	文書2 平成25年2月21日付け意見書	平成28年1月15日	平成28年1月22日	所属長意見	条例第7条第5号及び第6号
		文書3 特定疾患医療給付の不正請求について			・個人の職名、氏名、経歴、所属課名、担当業務名、住所、電話番号、病名、診療機関名、続柄、支払口座 ・「特定疾患医療給付事業費請求書（受給者請求用）」に記載されている個人及び法人に関する情報 ・その他特定の個人に関する情報を識別できる部分 ・特定の法人の名称、所在地 ・本人確認内容	条例第7条第2号、第3号イ及び第6号
		文書4 平成25年2月18			・個人の職名、所属課名、氏名	条例第7条第2号

1 諮問	2 対象行政文書	3 決定日	4 異議申立日	5 開示しないこととした部分	6 開示しないこととした根拠規定
	日付け審査表			・その他特定の個人に関する情報を識別できる部分	
				懲戒処分の決定過程がわかる部分、規律違反と認められる内容等、事務局処分案、所見、退職手当支給制限の考え方、事務局退職手当支給制限処分案	条例第 7 条第 5 号及び第 6 号
	文書 5 平成 25 年 2 月 22 日付け処分理由説明書			個人の職名及び氏名	条例第 7 条第 2 号
	文書 6 平成 25 年 2 月 22 日付け非違行為職員に対する身分措置について（健康福祉部長宛総務部長名通知）			個人の職名、所属課名及び氏名	条例第 7 条第 2 号
	文書 7 平成 25 年 2 月 22 日付け非違行為職員の監督者に対する身分措置について（総務部長宛総務部長名通知）			個人の職名、所属課名及び氏名	条例第 7 条第 2 号
	文書 8 平成 25 年 2 月 22 日付け記者発表資料			個人の職名及び氏名	条例第 7 条第 2 号
	文書 9			全て（申立書）	条例第 7 条

1 諮問	2 対象行政文書	3 決定日	4 異議申立日	5 開示しないこととした部分	6 開示しないこととした根拠規定
	申立書(平成 24 年 12 月 26 日付け) 文書 10 申立書(平成 25 年 2 月 15 日付け) 文書 11 申立書(平成 25 年 2 月 18 日付け) 文書 12 申立書(平成 25 年 2 月 18 日付け)				第 2 号及び第 6 号
	文書 13 平成 26 年 2 月 13 日付け所属長意見書			所属長意見	条例第 7 条第 5 号及び第 6 号
	文書 14 平成 26 年 1 月 31 日付け本人に確認した内容			・本人確認内容 ・個人の職名、氏名及び所属課名 ・その他特定の個人に関する情報を識別できる部分	条例第 7 条第 2 号
	文書 15 平成 26 年 2 月 17 日付け審査表			・個人の職名、氏名 ・その他特定の個人に関する情報を識別できる部分	条例第 7 条第 2 号
				・懲戒処分の決定過程がわかる部分、規律違反と認められる内容等、事務局処分案、所見、退職手当支給制限の考え方、事	条例第 7 条第 5 号及び第 6 号

1 諮問	2 対象行政文書	3 決定日	4 異議申立日	5 開示しないこととした部分	6 開示しないこととした根拠規定
				務局退職手当支給制限処分案	
	文書 16 平成 26 年 2 月 21 日付け処分理由説明書			個人の職名及び氏名	条例第 7 条第 2 号
	文書 17 平成 26 年 2 月 21 日付け非違行為職員に対する身分措置について（農林水産部長宛総務部長名通知）			個人の職名及び氏名	条例第 7 条第 2 号
	文書 18 平成 26 年 2 月 21 日付け記者発表資料			個人の職名及び氏名	条例第 7 条第 2 号
	文書 19 申立書(平成 25 年 7 月 30 日付け)			全て（申立書）	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号